

第4次
船橋市男女共同参画計画

えふ
フプラン

令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)



船 橋 市

男女共同参画社会とは

男女が互いにその人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

男女共同参画社会が実現すると

- 家事・子育て・介護など家族で協力
- 男性の家庭への参画が進むことで、男女がともに子育てや育児に参加

↓
家庭生活の充実

- 男性も女性も、均等な機会と待遇が確保され、個性や能力を十分に発揮
- 男性も女性も、家庭・地域生活との両立ができ、いきいきと働けます

↓
職場に活気

- 男性も女性も、ボランティア活動などに関わり、活力ある地域コミュニティが形成
- 子育て・介護を地域で支えて、孤立感や不安感が解消され安心な地域に

↓
地域力の向上

計画の概要

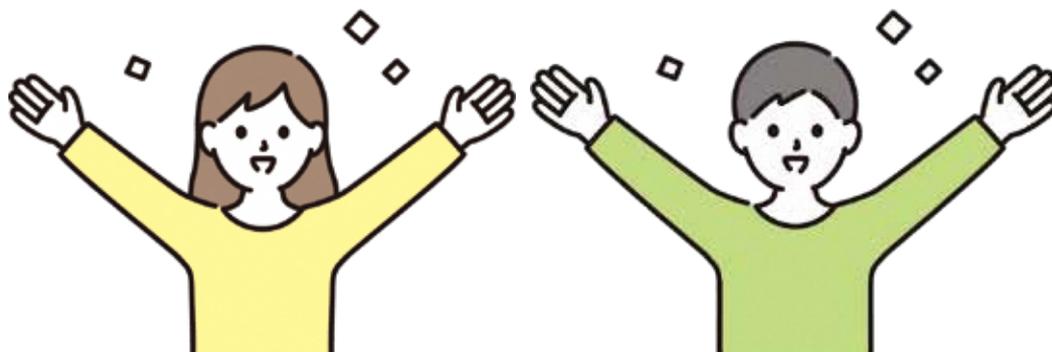
計画策定の趣旨

本市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成13年（2001年）から「船橋市男女共同参画計画（fプラン^{※1}）」を策定し、さまざまな施策を実施してまいりました。

しかしながら男女共同参画社会の実現には、依然として残る固定的性別役割分担意識^{※2}の解消や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{※3}の推進、配偶者等からの暴力の防止等に継続して取組を進めていく必要があります。

第3次船橋市男女共同参画計画の計画期間が令和4年（2022年）3月で終了することから、基本的には第3次計画を踏襲しつつ、目標を「人権が尊重され、男女が平等である社会」と定め、国、県の計画を参考に、「第4次船橋市男女共同参画計画（fプラン）」を策定しました。

目標 人権が尊重され、男女が平等である社会



※1. 「船橋（Funabashi）に住む女性と男性が、ともに未来（future）に向かって、“～らしさ”にしばられない自由な（free）発想で、新境地（frontier）を切り開いてゆく」という意味を込めて名づけました。

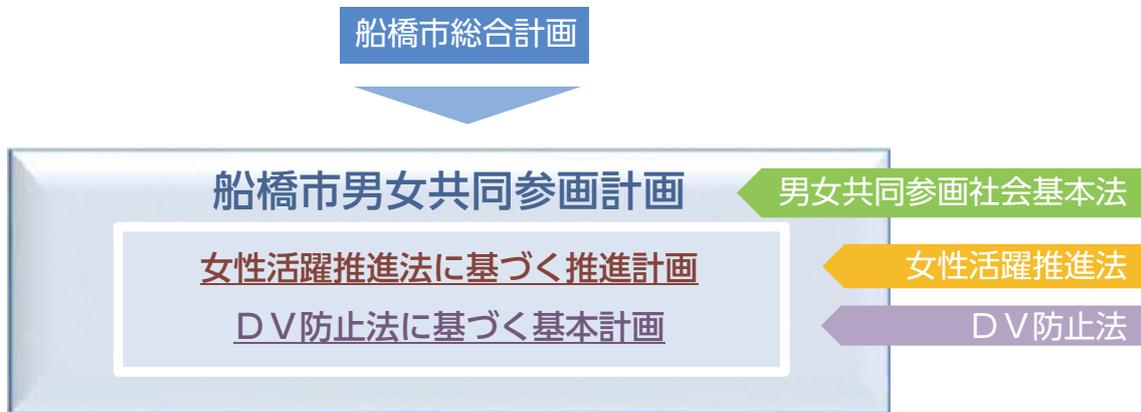
※2. 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。

計画の性格

「男女共同参画社会基本法」に基づく本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村基本計画として位置づけます。



計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間です。

計画の基本理念

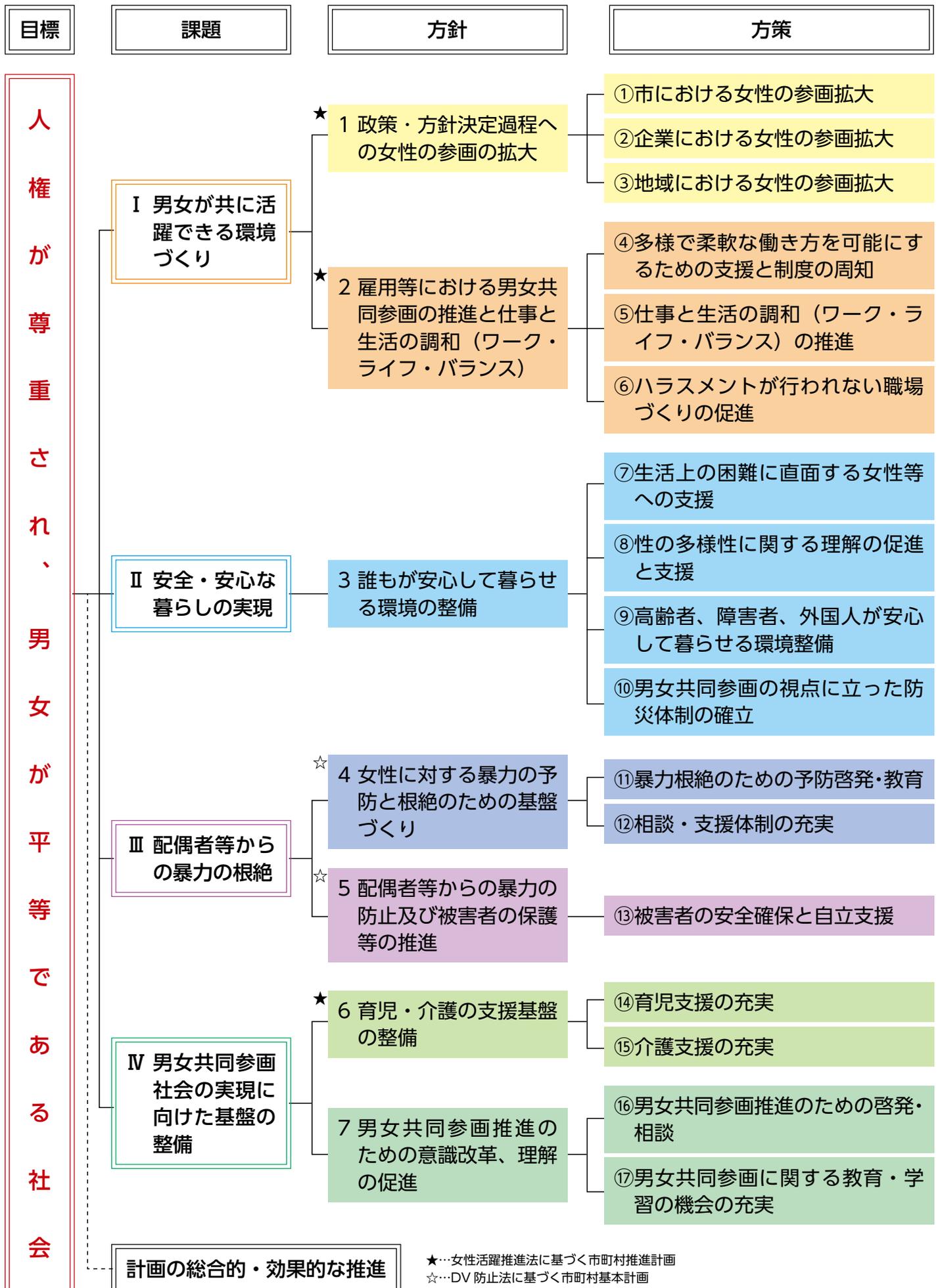
本市では、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調



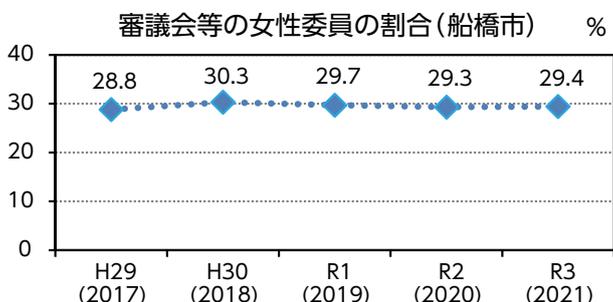
SDGs（持続可能な開発目標）17のゴールは、令和12年（2030年）までの国際目標です。ゴール5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことを掲げています。

施策の体系



方針 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

意思決定の場に男女が対等な立場で共に参画することは、社会の多様性と活力を高めることにつながります。市の政策、方針決定過程への女性の参画を推進し、企業や地域において女性の活躍が促進されるよう啓発します。



出所:法務課の資料より作成

方策①市における女性の参画拡大

- 女性の積極的登用、キャリア形成の研修
- 審議会等への女性参画の促進

方策②企業における女性の参画拡大

- 女性の積極的な登用に向けての啓発

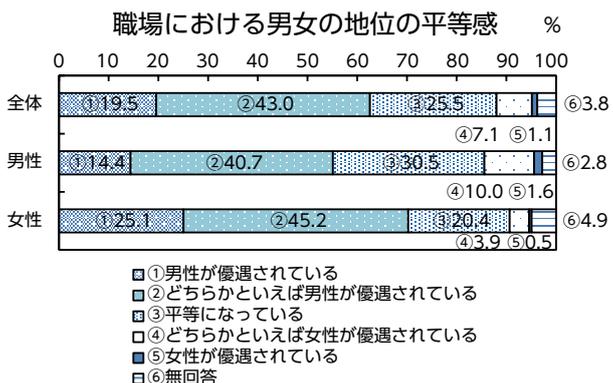
方策③地域における女性の参画拡大

- 町会・自治会、市民活動への女性参画の促進
- 女性の社会参加促進のための支援



方針 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

職業生活において男女の平等な機会と待遇の確保が図られるよう、個人・企業に向けて啓発を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの重要性を広く周知し、男性が家庭生活や地域活動に参画できるよう啓発します。



出所:令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートより作成

方策④多様で柔軟な働き方を可能にするための支援と制度の周知

- 働き方や各種法令・制度の周知、学習機会の提供

方策⑤仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- 企業等への啓発、学習機会の提供
- 男性の子育て参画のための学習機会の提供
- 男性の育児休業取得の促進
- 男性の介護参画のための学習機会の提供
- 不妊治療と仕事の両立支援

方策⑥ハラスメントが行われない職場づくりの促進

- ハラスメント防止の啓発

課題Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

方針3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

年齢や国籍、障害の有無に関わらず、その人権が守られ、孤立することなく誰もが安心して暮らせる社会をつくるのが男女共同参画社会の実現には大切です。生活上の困難に直面する女性や、高齢者、障害者、外国人、性的少数者が安心して暮らせるように支援を行います。



船橋市では「ふなばしパートナーシップ宣誓制度」を令和3年(2021年)12月に開始しました。

この制度は、性的少数者など、互いを人生のパートナーとするふたりの関係性を理解してもらえないことで生きづらさを感じている人の支援を目的としています。

方策⑦生活上の困難に直面する女性等への支援

- ひとり親家庭等の自立支援
- 若年無業者等の就労・学習支援
- 多様な主体間の連携支援

方策⑧性の多様性に関する理解の促進と支援

- 性的少数者への理解促進
- 性的少数者の支援

方策⑨高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる環境整備

- 高齢者の暮らしの支援
- 障害者差別解消の啓発
- 障害者の就労支援
- 外国人を対象とした相談や学習機会の提供

方策⑩男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

- 男女共同参画の視点からの防災の取組の推進
- 防災現場の女性参画の促進

課題Ⅲ 配偶者等からの暴力の根絶

方針4 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

DV被害の潜在化の防止と問題の早期解決のため、相談機関の周知及び相談・支援体制の充実を図ります。

また、DVやデートDVの知識や情報の普及、啓発を行い、DVの未然防止につなげていきます。

本市では平成30年(2018年)4月に「配偶者暴力相談支援センター^{※4}」の機能を整備し、継続的な相談、手続きの一元化、関係機関との連絡調整、自立支援など、支援の充実を図ってきました。今後もよりきめ細やかで迅速なDV被害者支援を行っていきます。

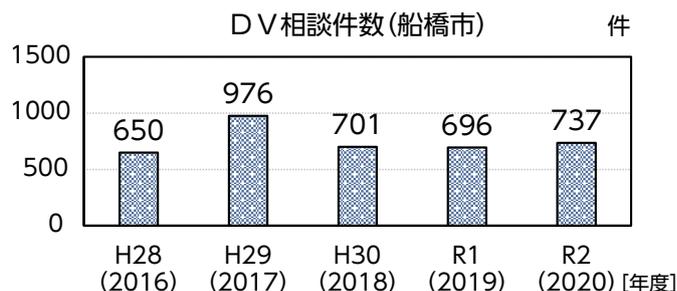


方策⑪暴力根絶のための予防啓発・教育

- 暴力の加害者・被害者防止のための啓発や学習機会の提供
- 防犯対策等による暴力がないまちづくりの推進

方策⑫相談・支援体制の充実

- 相談業務の充実



出所:家庭福祉課作成資料

※ 4. DV防止法に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、DVに関する相談、情報提供、被害者の一時保護・自立支援などを行う都道府県、市町村の機関。平成20年(2008年)1月に施行された改正DV防止法において市町村への設置が努力義務とされている。

方針5 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

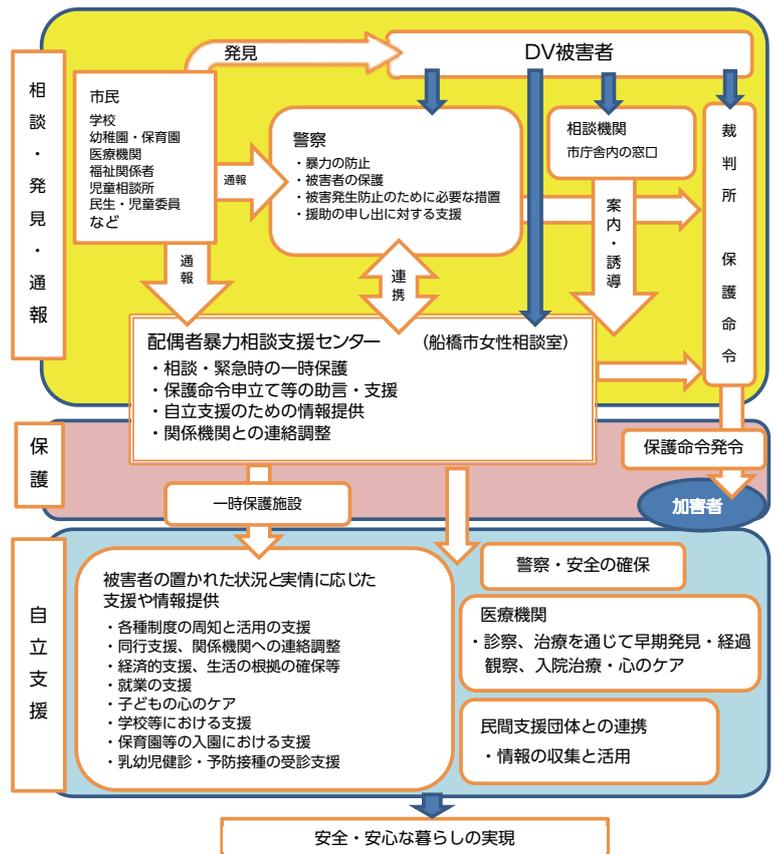
被害者が安全で平穏な生活を送れるよう、関係機関と連携し、DV被害者の置かれた状況及び実情に応じた支援や情報提供を行います。

自立した生活を目指すDV被害者の多くは、就労機会の確保、住宅や生活費、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたります。DV被害と児童虐待との相互の支援の隙間が生じないように関係機関が連携を図り、DV被害者が早期に安定した生活基盤を確保できるよう継続的な支援をしていきます。

方策⑬被害者の安全確保と自立支援

- 被害者の安全確保
- 被害者の自立支援と関係機関との連携

《DV被害者支援フロー》



出所：家庭福祉課作成資料

課題Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

方針6 育児・介護の支援基盤の整備

性別に関わらず働きながら安心して育児や介護ができる環境整備を行うことが重要です。

相談業務の充実と学習機会の提供を図るとともに、子育て支援事業の充実を図ります。

また、介護支援サービスの充実と、地域包括ケアシステムによる地域の包括的な支援・サービス提供体制によって、介護する人の負担や孤立感・不安感を軽減し、地域で支え合い安心して暮らせる環境づくりを進めます。



方策⑭育児支援の充実

- 相談業務・情報提供の充実
- 保育等サービスの充実
- 子育てに関する学習機会の提供
- 地域における子育て支援事業の充実
- 子どもの安全な通学経路等の確保

方策⑮介護支援の充実

- サービスの充実による介護者の負担軽減
- 地域での支え合いによる介護者の負担軽減

方針7 男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進

一人一人が、互いを尊重しながら長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きられるように、引き続き男女双方の意識改革や理解の促進に努めます。

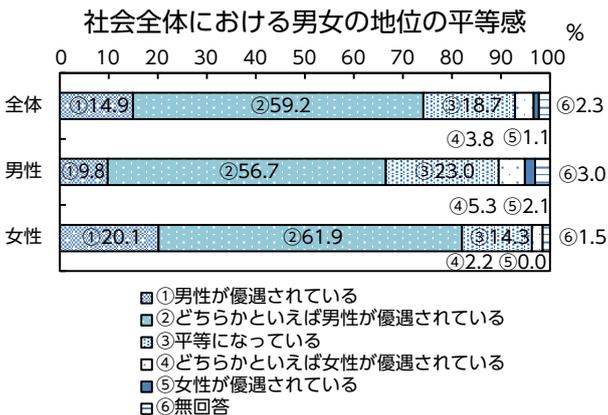
また、子どもの意識形成に大きな影響力をもつ学校教育や、高齢者に至る幅広い世代を対象とした社会教育等において、男女平等の理念を推進する教育・学習の機会の充実を図ります。

方策⑯男女共同参画推進のための啓発・相談

- 男女共同参画の視点に立った相談業務の充実
- 男女共同参画の視点からの制度・慣行の見直し
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※5}について学習機会の提供

方策⑰男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実

- 教育の場の男女共同参画意識の醸成



出所：令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートより作成



指標一覧

※①②⑨は令和3年4月1日、⑤は令和2年度の値です。それ以外は、令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートの結果を基にしています。

課題	指標	現状値	令和7年度目標値
I	①市職場における管理監督職への女性職員の登用率（課長補佐級以上）	20.4%	22.0%
	②市の審議会等の女性委員の割合	29.4%	40.0%
	③職場における男女の地位の平等感（職場で男女平等と感じる人の割合）	25.5%	30.0%
	④ワーク・ライフ・バランスの周知度（ワーク・ライフ・バランスという言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合）	55.8%	75.0%
	⑤市職場における男性職員の育児休業取得率	38.4%	40.0%
II	⑥性的少数者の周知度（性的少数者（またはLGBT）という言葉も意味も知っている人の割合）	82.1%	90.0%
III	⑦DVとなりうる行為の周知度（DVとなりうる行為と知っている人の割合）		
	身体的暴力（ける、引っぱる、物を投げつける等）	95.9%	100.0%
	精神的暴力（どなる、バカにする、おどす等）	90.5%	100.0%
	経済的暴力（生活費を渡さない等）	84.4%	100.0%
	性的暴力（性行為を強要する等）	89.3%	100.0%
	⑧DVに関する相談窓口の周知度（市役所でDVの相談ができることを知っている人の割合）	63.0%	75.0%
IV	⑨保育所等の待機児童数	12人	0人
	⑩社会全体における男女の地位の平等感（社会全体で男女平等と感じる人の割合）	18.7%	30.0%
	⑪「男は仕事、女は家庭」という考え方についてそう思わない人の割合（どちらかといえばそう思わないを含む）	70.6%	75.0%

※5. リプロダクティブ・ヘルス＝性と生殖に関する健康のこと。「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。リプロダクティブ・ライツ＝性と生殖に関する権利のこと。「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。